

○新発田市地域審議会条例

平成 16 年 6 月 25 日  
条例第 18 号

(設置)

第 1 条 市町村合併後の新市の速やかな一体性を確保し、あわせて地域の振興及び均衡ある発展を図るため、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 138 条の 4 第 3 項の規定に基づき、新発田市地域審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第 2 条 審議会は、次に掲げる事項について調査及び審議する。

- (1) 新市建設計画の執行状況に関すること。
- (2) 行財政制度の調整状況に関すること。
- (3) 前各号に定めるもののほか、市長が必要と認める事項

(組織)

第 3 条 審議会は、委員 24 人以内で組織する。

2 委員は、住民代表のうちから市長が任命する。

(平成 17 条例 109・一部改正)

(任期)

第 4 条 委員の任期は、2 年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第 5 条 審議会に、会長及び副会長各 1 人を置く。

- 2 会長及び副会長は、委員の互選により定める。
- 3 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第 6 条 審議会の会議(以下「会議」という。)は、会長が招集する。

- 2 会長は、会議の議長となる。
- 3 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、これを開くことができない。
- 4 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 5 会議は、原則として公開で行うものとする。ただし、議長が必要と認める場合は、会議に諮った上で公開しないことができる。
- 6 前項の規定による審議会の公開に関し必要な事項は、市長が別に定める。

(報酬及び費用弁償)

第 7 条 審議会委員の報酬及び費用弁償については、新発田市特別職の職員の給与並びに旅費及び費用弁償に関する条例(昭和 57 年新発田市条例第 8 号)の例による。

(庶務)

第 8 条 審議会の庶務は、企画政策課において処理する。

(平成 17 条例 68・平成 22 条例 23・平成 23 条例 20・平成 24 条例 33・一部改正)

(補則)

第 9 条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
- 2 この条例は、平成 26 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。

附 則(平成 17 年条例第 68 号)

この条例は、平成 17 年 5 月 1 日から施行する。

附 則(平成 17 年条例第 109 号)

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 17 年 7 月 1 日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

- 2 施行日において現に在職する委員の任期は、なお従前の例による。ただし、市議会議員のうちから任命された委員は、施行日にその身分を失う。
- 3 施行日以後、前項の規定によりなお従前の例によることとされた委員の任期が満了するまでの間において、改正後の条例第 3 条の規定に基づき最初に任命される新発田市地域審議会委員の任期は、第 4 条の規定にかかわらず、平成 18 年 10 月 28 日までとする。

附 則(平成 22 年条例第 23 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市地域審議会条例の規定は、平成 22 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 23 年条例第 20 号)

この条例は、公布の日から施行し、改正後の新発田市地域審議会条例の規定は、平成 23 年 5 月 1 日から適用する。

附 則(平成 24 年条例第 33 号)抄

(施行期日)

- 1 この条例は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。